

# 平成 22 年国勢調査オンライン調査対応 調達計画書

(区分：最適化対象業務・システム)

特定情報システムの該当(無)

総務省統計局統計情報システム課

## 第1 業務の概要

本件は、「統計調査等業務の業務・システム最適化計画」（平成18年3月31日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定。平成19年8月31日改定。以下「最適化計画」という。）の一環としても実施するものである。

### 1 統計調査等業務の業務・システムの最適化計画の概要

本件に係る最適化計画の概要は以下のとおりである。

#### (1) 府省共通計画

最適化計画に基づき、各府省で区々に開発・運用していた統計関係（データ提供、オンライン調査等）の情報システムを集約した「政府統計共同利用システム」を整備し、平成20年4月から運用開始を予定している。政府統計共同利用システムは、表1に掲げる13のサブシステムで構成されている。

表1 政府統計共同利用システムを構成するシステム

システム名	概要
標準地域コード管理システム	市区町村の廃置分合等情報、名称変更情報及び標準地域コード等を管理
事業所・企業データベース	各府省が行う事業所・企業を対象とする各種統計調査の母集団情報を整備し、各府省に提供
調査項目標準化データベース	統計調査に用いる調査項目及び調査票情報を収録し、調査項目の定義情報等のメタデータを提供
オンライン調査システム	各府省が行う国民・企業等を対象とする各種統計調査について、インターネット上で実施可能な機能を提供
調査員管理システム	オンライン調査システムと連携して調査員の情報の管理等を行う機能を提供
認証システム	政府統計共同利用システムにおける認証機能の提供及び認証に必要な情報の一元的な管理
統計表管理システム	各府省等が公表する統計表について、当該統計表に係るスプレッドシート等のファイルを一元的に蓄積・管理し提供
統計情報データベース	指定統計調査の結果等を一元的にデータベース化し、インターネットを通じ統計表等を提供
地域統計分析システム	地方公共団体の地域の特性等について、統計データによる時系列表示や地域間比較等の機能をインターネットを通じ提供
統計地理情報システム	各種の統計情報を地図上に表示し、地理的な分析等を可能とする機能をインターネットを通じ提供
標準統計分類データベース	「日本標準産業分類」、「日本標準職業分類」等の標準統計分類情報をインターネットを通じ提供
政府統計の総合窓口（e-Stat）	政府統計に係る情報提供体系の総合的なポータルサイトとして各種のコンテンツを提供
利用機関総合窓口（業務ポータルサイト）	各府省等及び地方公共団体等の利用者に対する総合的なポータルサイトとして、電子掲示板等各種機能を提供

#### (2) 府省別計画（総務省関係）

最適化計画の府省別計画のうち、総務省の取組として、「国勢調査を始めとする統計局所管の統計調査について、ますます厳しくなる調査環境の変化に対応するため、郵送、インターネット等を活用した新たな調査手法の導入等、平成18年度において、民間有識者等を交えて調査方法の見直しを検討し、平成19年度以降、可能なものから順次具体的な措置を講ずる。」こととさ

れている。

## 2 国勢調査の概要及び課題等

我が国の人口の状況を明らかにするため、大正9年以来ほぼ5年ごとに実施している国勢調査について、平成17年国勢調査においては、プライバシー意識や個人情報保護意識の高まり、国民の生活様式や居住形態の多様化等から、調査員が世帯と接触できない事例や接触ができても協力が得られにくい事例が増大するなど、過去に例のない調査実施上の課題が多く顕在化している。

このため、次回平成22年国勢調査に向けて、接触が困難な世帯や国民のプライバシー意識に配慮した方法を検討することが不可欠である。

このような状況を踏まえ、「国勢調査の実施に関する有識者懇談会」（座長：竹内啓 東京大学名誉教授）において、インターネット等を活用したオンライン調査の導入が提言されており、平成22年国勢調査では、オンライン調査の導入が重要な課題である。

平成22年国勢調査におけるオンライン調査の導入に当たっては、調査全般の円滑な実施を確保すべく、平成21年度に実施予定の第3次試験調査において実証的な検証を行うことが必要である。さらに、平成22年国勢調査においては、オンライン調査の導入のみならず、郵送提出、調査員への提出や市区町村役場への持参による提出も導入する方向で検討しており、正確性を維持しつつ、調査票の規格、OCRでの読込時期・規模、調査方法等についても見直すことにより、調査対象者の利便性の向上や経費が低減された統計調査業務の確立が必要とされているところである。

## 3 本調達計画に係る作業の概要

### (1) 目的等

本件は、このような統計調査等業務の業務・システム最適化の取組状況及び平成22年国勢調査に向けた課題等を踏まえつつ、平成22年国勢調査の的確かつ円滑な実施に向け、既存の政府統計共同利用システムを活用し、平成21年に実施予定の第3次試験調査におけるオンライン調査基盤の整備及び政府統計共同利用システムの機能の追加・改修、平成22年国勢調査のために新たに拡張が必要となる機能の設計・開発等を行うものである。

### (2) 内容

#### 機能設計・開発・運用等

1 (1)の表1に掲げる政府統計共同利用システムのサブシステムのうち、オンライン調査システム、調査員管理システム及び認証システムの機能を活用しつつ、平成22年国勢調査のオンライン調査を実現するための機能を新たに整備するものであり、平成21年度に実施を予定している第3次試験調査においてオンライン調査の実施を可能とするため、以下の作業を実施する。なお、今回整備する機能は、平成22年10月実施予定の本調査においても活用する予定である。

- ア 表2に掲げる機能の追加・改修に伴う基本・詳細設計、アプリケーション開発及びテスト
- イ アの機能の運用に必要な基盤設計・構築、運用設計
- ウ 運用
- エ 工程管理

表 2 国勢調査オンライン調査対応における機能

機能名称	概要
オンライン回収、郵送回収及び調査員回収による受付状況確認機能	オンライン回収、郵送回収及び調査員回収等で集められた全ての回答を、同じ条件で受付状況確認を可能とする機能
マルチOS・ブラウザ対応機能	調査対象者が有するパソコン等の環境に可能な限り広範囲に対応できるようにする機能
調査票事前取得機能	調査を開始する前に電子調査票を提供する機能
画面入力回答機能	PDF形式及びHTML形式の調査票をパソコンの画面上で表示するとともに、調査対象者が画面に直接入力し回答できるようにする機能
不正提出監視・検出機能	回答データの送受信ログから、不正な提出と見られる回答データを検出できるようにする機能
アクセシビリティ対応機能	調査対象者側機能の入力画面等に対して、アクセシビリティ設計規約に則ったユーザーインターフェースとする機能
調査体験のための機能	国勢調査実施前段階から、オンライン調査の仕組みや流れを調査対象者が理解してもらうため、調査の体験を行うことができる機能
国勢調査用調査対象者認証機能	国勢調査の調査対象者がオンラインを利用するための専用の認証機能
複数調査員割当機能	管轄区域内のひとつの調査区情報に対して複数の調査員を割り当てる機能

基盤整備・運用

平成22年国勢調査第3次試験調査の実施に当たり、で整備した機能のテスト及び運用のための施設の確保及び運用並びに運用に必要な機器等の確保及び運用<sup>注)</sup>を行う。

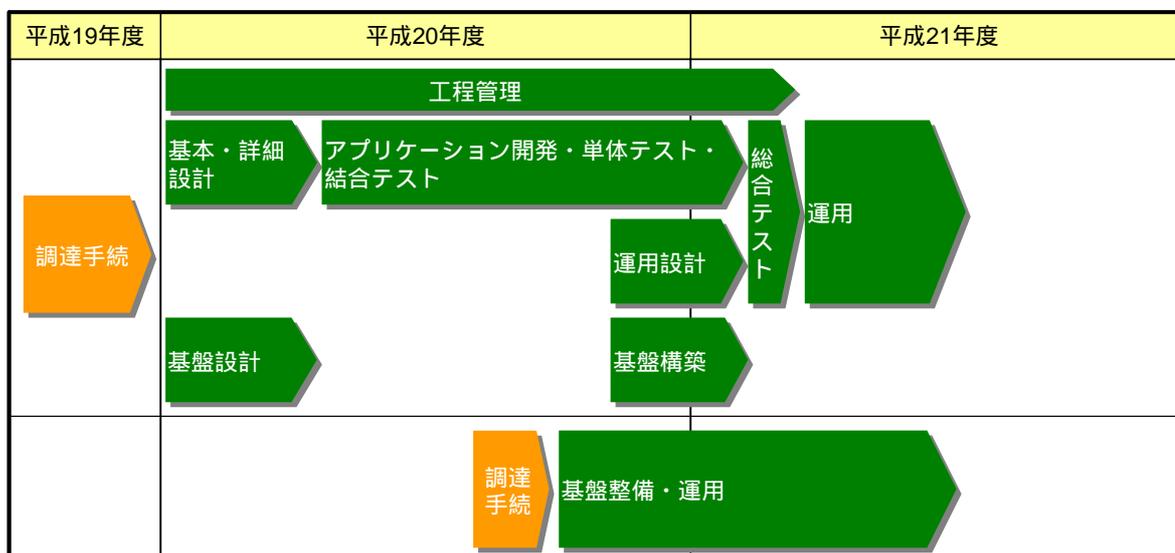
注) 運用施設及び運用に必要な機器等については、現在その運用形態等の内容を検討中であり、具体的な内容は、これらの調達段階において明らかにする。

第2 調達計画

1 全工程のスケジュール概要

本件に係る作業の全体工程は下図のとおりである。

図 国勢調査オンライン調査対応スケジュール



## 2 各工程のスケジュール概要

1 に掲げる工程におけるスケジュールは以下のとおりである。なお、当該スケジュールは、今後の作業の進捗状況等により、変更することがあり得る。

### (1) 機能設計・開発・運用等

仕様書案意見招請

- ・官報公示 : 平成 20 年 1 月 21 日
- ・意見書提出期限 : 平成 20 年 2 月 12 日

入札公告等

- ・官報公示 : 平成 20 年 2 月 29 日
- ・提案書提出期限 : 平成 20 年 4 月 21 日
- ・応札者決定 : 平成 20 年 4 月 28 日

### (2) 基盤整備・運用

入札公告等

- ・官報公示 : 平成 20 年 11 月予定
- ・応札者決定 : 平成 20 年 12 月予定

## 第 3 その他

### 1 評価方式

#### (1) 機能設計・開発・運用等

- ・一般競争入札（総合評価落札方式）

#### (2) 基盤整備・運用

- ・一般競争入札（最低価格落札方式）

### 2 契約形態

#### (1) 機能設計・開発・運用等

- ・請負契約
- ・国庫債務負担行為による複数年契約

#### (2) 基盤整備・運用

- ・請負契約
- ・国庫債務負担行為による複数年契約

### 3 知的財産権等の取扱

#### (1) 著作権の譲渡等

請負者は、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）に規定する全ての権利（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む）を、総務省に無償で譲渡するものとする。

総務省は、著作権法第 20 条（同一性保持権）第 2 項、第 3 号又は第 4 号に該当しない場合においても、その使用のために、仕様書等で指定する物件を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。

請負者は、総務省による事前の同意を得なければ、著作権法第 18 条（公表権）及び第 19 条（氏名表示権）を行使することができない。

## (2) 知的財産権等

請負者は、契約物品の利用が、第三者の著作権、特許権その他の知的財産権、営業秘密、肖像権、パブリシティ権、プライバシー権、その他の権利又は利益（以下本条において「知的財産権等」という。）を侵害していないことを保証する。

総務省または総務省から契約物品の利用を許諾された者が、契約物品の利用に関連して第三者の知的財産権等を侵害した旨の申し立てを受けた場合、または第三者の知的財産権等を侵害するおそれがあると総務省が判断した場合、請負者は、自己の費用と責任においてこれを解決するものとする。

前記 の場合において、請負者は、総務省の指示に従い、請負者の費用負担において、知的財産権等の侵害のない他の契約物品と交換し、契約物品を変更し、又は当該第三者から契約物品の継続使用・利用のための権利の取得を行わなければならない。本項の定めは、総務省の乙に対する損害賠償を妨げない。

前記 の場合において、当該第三者からの申し立てによって総務省または総務省から契約物品の利用を許諾された者が支払うべきとされた損害賠償額、その他当該第三者からの請求、訴訟等によって総務省に生じた一切の損害、及び申し立ての対応に要した弁護士等の第三者に支払った費用その他の解決に要した費用は、請負者が負担するものとする。

## 4 入札制限

(1) 以下の事業者及び本件請負事業者の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社をもつ会社並びに当該業務に係る当該請負者の委託先事業者は、本業務の調達に参加することはできない。

・アイ・エス・ピー株式会社（仕様書（要件定義書）作成支援業者）

(2) 機能設計・開発・運用等の請負事業者は、機器等の調達仕様書の作成に関与することから、基盤整備・運用の調達に参加することはできない。

## 5 制約条件等

(1) 複数の業者が共同提案する場合、その中から全体の意思決定、運営管理等に責任をもつ共同提案の代表者を定め、その者が提案書を提出すること。ただし、当該提案の構成業者は、他の提案の構成業者になることはできない。

(2) 本業務の円滑な遂行に必要な経営基盤及び資金、設備等の十分な管理能力を有し、本業務の目標達成、計画遂行、継続的实施に必要な、組織、要員、設備及び施設を有していること。

(3) 本業務の遂行に必要な関連知識、十分なシステム開発能力、プロジェクト管理能力を有し、本調達と同等規模のシステム構築経験を本業務の実施予定組織・部門が自らの経験として有していること。

(4) 本業務の実施予定組織・部門が ISO9001 の認証を受けている又はこれと同等の品質マネジメントシステムを確立していることを明確にすること。

(5) 本業務の実施予定組織・部門が BS7799 パート 2 又は情報セキュリティマネジメントシステム

( ISMS )適合性評価制度の認証を受けている又はこれと同等の情報セキュリティ管理システムを確立していることを明確にすること。

- (6) 本業務の実施予定業者がプライバシーマーク制度の認証によりプライバシーマーク使用許諾を受けている又はこれと同等の個人情報保護のマネジメントシステムを確立していることを明確にすること。

#### 第4 妥当性証明

- ・ 確認者：総務省統計局統計情報システム課長 西岡 篤彦

#### 第5 窓口連絡先

- ・ 総務省統計局統計情報システム課課長補佐 奥田 直彦
  - ・ 総務省統計局統計情報システム課調整係長 小川 力也
- 電話番号：03-5273-1134  
Fax 番号：03-3203-8358  
e-Mail：saitekika@stat.go.jp